

○茨城県立医療大学助手定年規程

〔平成7年1月9日〕  
〔医療大訓第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の助手の定年に関し、必要な事項を定める。

(定年)

第2条 本学助手の定年は、満60歳とする。

(退職)

第3条 助手が定年に達したときは、定年に達した日の以後における最初の3月31日に退職しなければならない。

(改正)

第4条 この規程は、教授会において、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の同意がなければ改正できない。

付 則

この規程は、平成7年1月1日から施行する。